

『出雲国風土記』を写した近世の人々
～徳川家康から本居宣長、そして出雲人』を聴いて

聴講日：H30.1.13
むきばんだやよい塾第18期

『出雲国風土記』とは和銅6(713)年 元明天皇の詔に対して、① 諸国の郡・郷名に2字の好字で示すこと、② 郡内の産物、土地の肥沃、地名の由来、古老の伝える旧聞異事を報告することを目的として作成された、本来は2巻の卷子本でした。詔の20年後の天平5(733)年に出雲国造である出雲臣広島の監修のもと、秋鹿郡の神宅臣金太理の編纂により成立しました。現在では出雲を含む常陸・播磨・肥前・豊後の五つの風土記が現存していますが、「完本」として残るのは唯一出雲国風土記だけです。後述しますが、完本と言えど成立時と完全に同じではありません。

出雲国風土記は写本として伝えられていますが、現存写本のルーツは1冊の写本を祖本としています。なぜなら、近世前期の写本には共通した七つの特徴があるからです。七つの特徴とは、①注記の混入と見られる謎の3行の存在、②秋鹿郡条と楯縫郡条の間に半丁分の空白(2巻の卷子本の痕跡)、③島根郡神社条の大半の脱落、④島根郡生馬郷と加賀郷条の混在、⑤島根郡多久川条の脱落、⑥秋鹿郡長江川条の脱落、⑦神門郡(宇比多伎)山条の脱落、です。③～⑦の脱落部を後世に補訂した写本も存在し、脱落があるままの写本を脱落本、補訂してある写本を補訂本と言います。

『出雲国風土記』が出雲で書かれてから約500年後の13世紀後半に、卜部兼方の『釈日本紀』に引用されていますが、その間の状況は分かっていません。さらに約200年後の文亀3(1503)年に、吉田兼俱の『延喜式神名帳頭註』に参考されます。そしてさらに約100年後の慶長2(1597)年に、徳川家康の「江戸内府本」が書写され、細川幽齋の「細川家本」に伝わります。また、尾張藩主の徳川義直が日御碕神社にも寄進し、それが「日御碕神社本」となります。日御碕神社の恵光院順式は、林羅山に照覧いただいた折に、羅山が校正、補訂して順式に返したものがほぼ全ての写本の祖本となっています。この際に林羅山の門弟山鹿素行、脇坂安元や榊原忠次らがこの「日御碕神社本」を書写して広まっていきました。

広がる写本:古田氏本

古田氏本を例に写本が全国に広がった様子を見てみます。古田氏本には奥書に永仁五年の記載があることで注目を集めました。なぜならこの写本が永仁五年に書写されたものならば、「日御碕神社本」より以前に書写されたことになるからです。

古田氏本の書写は豊後岡藩の『豊後国志』編纂に関する史料収集に伴うものと思われます。古田氏本と同じく賀茂真淵所蔵本を祖本とする写本に狩谷氏本がありますが、これが出雲・豊後の合本であることから、古田氏本も本来は同じ体裁であったと考えられるのです。古田氏本の奥書は、書写校合の段階で豊後本文のみを抜き出し、別々に再装丁した際、豊後巻末の奥書の丁面が出雲の本文とともに綴じられたために生じたものと推定されるのです。その背景には岡藩が『豊後国風土記』を重視したことがあり、既に奥書の無い『豊後国風土記』が岡藩に存在したため、その竄入は意図的な処置の可能性もあります。古田氏本を書写した屋代弘賢は、狩谷エキ斎を通して賀茂真淵所蔵本を入手し、また、賀茂真淵所蔵本に関わる諸本が陽明文庫本や藤波家本との関係を窺えることから、真淵は荷田春満の下で学んだ際に関わった堂上家を通して、出雲国風土記の写本を得たものと思われる。

このように荷田春満の下で古田氏本を始め、狩谷氏本、屋代弘賢本などに次々に書写されて、豊後や江戸へと伝わり、アメリカ議会図書館に所蔵されているものもあるほど全国に広がりました。

移動する写本:物部氏本

奥書に従五位下物部宿祢敏文と書かれていることから、物部氏本と呼ばれる写本があります。敏文とは、筑前鞍手郡多賀神社大宮司の青山敏文のことです。敏文も京都で荷田春満に師事した人物で、賀茂真淵らとともに和歌稽古会に参加していました。敏文は、滞在した京都で伊勢度会郡の下井忠直が書写した写本(下井氏本)を書写したようです。筑前に戻った敏文はその写本を、隣りの築後久留米藩国家老である有馬守居に譲り、その後大阪天

満宮の宮司寺井家に渡り、現在は伊勢の皇學館大学に所蔵されています。また、久留米市図書館には、物部氏本が久留米にあった時代に久留米藩絵師の三谷有信が書写した写本も収蔵されています。このように、出雲國風土記の写本は書写されて全国に広がったばかりでなく、写本自体が各地を転々と移動した実態も明らかにされています。

中世出雲の風土記残像

江戸時代には松江藩祈願所の宝照院にあったと見られる「灰火山社記」を松江歴史館が島根県内の所有者から2017年1月に購入しました。在地領主・馬来氏が奥出雲の地に愛宕山の神を祀る祠堂を建てた際、この地を訪れた大江氏の末流にあたる人物が、依頼されて執筆した由緒書です。この由緒書に「阿具載神祇官、灰火見風土記」の記載があることから、これが書かれた戦国時代の文亀2(1502)年まで出雲国風土記の利用状況が明らかになりました。出雲国風土記を読んでいたのは外来者であり、出雲地域での状況は不明です。しかし、戦国時代に出雲の国を訪れた京都・東福寺の僧、李庵が大永3(1523)年に著した「天淵八叉大蛇記」があり、出雲の情報が京都に伝わったように、逆に、京都などから風土記の情報が出雲内に伝わっていた可能性もあったのではないかと考えられます。

明応4(1495)年成立した「佐陀大社縁起」には、次のような記載があります。

原文：加賀者伊弉冊尊棲潜戸而未出時天下暗、出潜戸時天下忽明。于時伊弉諾言赫々、是故其地名加賀也。

訳：「加賀」は、伊弉冊尊が潜戸にお棲みになり、外にお出にならない時には、天下は暗かったが、潜戸をお出になると、天下はたちまち明るくなりました。その時、伊弉諾尊が「赫々(かくかく)たり」(光り輝くさま)と言われました。このため、其の地を「加賀」と名付けられたのです。

この文章は『出雲国風土記』の加賀郷条とは異なりますが、加賀郷条は近世の補訂によるもので、成立時はどのような文章であったか明らかではありません。『出雲国風土記』の地名説明には“□□の神が○○と詔し、故に○○と云う”と言う独特の記載方法があります。補訂された文章はこの法則に則りませんが、「佐陀大社縁起」の文章はこの法則に則っていて、こちらの方が成立時の文章に近いのかも知れません。ただ、加賀神埼条との整合性が失われてしまうのが課題です。

出雲市は2017年5月に波迦神社で『出雲国風土記』を引用した最古の棟札を確認したと発表しました。天文20年の棟札は、十二所権現の社殿を造営した際に作られ、「日本武命此社峯天降坐」「建部郷開志給ひて」などと記されていました。「この社の峯に天降り坐して」と墨書されている点が、風土記の「其の山の峰に天降り坐しき」という記述と酷似していることから、「風土記を踏まえて書かれた可能性が高い」とみられています。大阪羽曳野市には軽羽迦神社があり、最初は白鳥陵古墳の濠の横の祠に祭ってあったとされています。羽迦とは白鳥の鳴き声の意味があるようです。出雲の波迦神社も波根地区にあるところから両社の関係が窺われます。

出雲で日御岬神社本に次いで古い写本は郷原家本ですが、この写本は伊勢の中川氏本を書写したものです。出雲にも日御岬神社本を祖本とした写本はありますが、恵光院順式が没した後の代になってからのものです。

出雲大社寛文の御造営では、それまでの仏教色を排し、純神道様式に改めましたが、その際に伊勢神宮を参考するためにたくさんの関係資料を集めたようで、その中に中川氏本が含まれていたようです。この伊勢・中川氏本とは伊勢内宮祢宜の中川経晃が15歳のときに書写したのですが、15歳の少年が誤って書き加えた文言が郷原家本にもその痕跡が見て取れます。出雲内の写本はこの郷原家本を起点として展開していきました。

出雲国風土記が出雲に浸透した様子が神社の棟札に見ることができます。出雲市斐川町にある立虫神社の寛文10年の神立大明神造堂棟札には「当社是所載出雲風土記日加立利社」と書かれていて風土記が引用されています。この社はもともと、斐伊川の中島に鎮座していたとされます。ところが、斐伊川の流路変更の影響によって、社殿、社地を他所へと移転せざるを得なくなり、近隣の万九千社境内に社殿修造を果たして遷宮されて、神立大明神と呼称されていました。

同じく斐川町の曾根能夜神社に収められている曾根大明神建立棟札と熊野大権現建立棟札には風土記の神名火山の文章が双方に分割されて書かれています。ここに引用された杵築大社再興記は、北島家上官(国造に次ぐ

神官)の佐草自清が下書きし、幕府の林鷲峰が作成したものです。

宇賀郷の社の建立棟札にも痕跡がうかがえます。そこには大己貴大神と綾門姫命の二柱が祭神であることを佐草自清と千家家上官の千家延俊が縁起として連判しています。大社による古代への復帰の動きが読み取れますが、その背景には吉田神道が全国の神社を取り仕切る幕府の「諸社禰宜神主法度」への抵抗がありました。出雲の独自性を貫くのに、古代の風土記が役立てられた様子が分かります。